

1 検証事項について

【中村委員長】 本日は日本共産党の佐藤委員より宮応議員が代理として出席する旨の連絡があり、虹の会の石田委員より大波議員が代理として出席する旨の連絡があったので報告する。それでは、「第 20 条、議員報酬」について検証を行う。本件について各党派の評価とその理由を確認したい。

【赤嶺委員】 以前も改善の余地があると提案した。大和市附属機関の設置に関する条例の規定に基づき設置された大和市特別職報酬等審議会は執行機関に属する組織である。そのような組織が議員報酬についても審議することはどうなのかという思いがある。今期本条例が機能することはなかったが、改善を図る必要があるため、明るいまらい大和は評価を「該当しない」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「該当しない」とした。

【宮応議員】 日本共産党は評価を「十分達成された」とした。

【大波議員】 虹の会は評価を「該当しない」とした。

【河端委員】 条例で定められており、公明党は評価を「該当しない」とした。

【平田委員】 自民党・新政クラブは評価を「該当しない」とした。

【宮応議員】 日本共産党は現状でよいため、評価を「該当しない」と変更する。

【赤嶺委員】 執行機関の附属機関で議員報酬に関する審議結果を受けて決定することはよくないと思うため、改善するべきであると考えている。

【中村委員長】 具体的な改善案はあるのか。

【赤嶺委員】 市長は一人であり、助言する附属機関があることは理解するが、議会は多様性の集合体であり、議会でも審議する組織を設け、審議を深める必要がある。

【山崎委員】 議員の中で組織を設置するのか。

【赤嶺委員】 それも一つの方法である。その組織で市民にアンケートを取ったり、市民から選出した委員を置いたりすることもできる。第三者の意見を取り入れる方法はさまざまある。そうした方法を考慮しながら報酬について考えていくべきである。現状では議会が市長に依頼し、市長の求めに応じて大和市特別職報酬等審議会が開かれることになる。それは議会としていかなものかと思う。議会が主体的に報酬とはどうあるべきかを考えていくことができるような環境整備が必要である。

【大波議員】 実態に即していないという点はそのとおりである。市長の組織ではなく議会の組織を設置して審議すべきである。

【平田委員】 議員報酬が上がった市はあるか事務局に確認したい。

【事務局次長】 全国市議会議長会が平成 29 年 12 月 31 日現在で議員報酬について調査をしており、回答率 100%である。一般議員に限定して回答すると、

前年度と比較して千円増の 42 万 2 千円が全国の市議会議員報酬の平均である。

【平田委員】 北陸での議員報酬の増について聞いたことがあるが、何か情報はあるか。

【事務局次長】 平均値や人口団体別数値は把握しているが、個々の自治体の情報は把握していない。

【中村委員長】 議員報酬を変更する際の流れを確認したい。

【事務局次長】 特別職の報酬は諮問し、答申を受けて条例を改正することになる。附属機関の意見であり、最終的には議決して決定することとなる。

【中村委員長】 市長も議員も報酬の変更は議決になるため、最終的には議会が決定している。しかし、お手盛りではないかという批判を受けないために、第三者機関に審議してもらい意見を聞いているということである。大和市特別職報酬等審議会で意見を聞き、市長が条例案を提出し、議決しているということである。赤嶺議員はこの流れに疑問があるということだと思う。

【赤嶺委員】 市長が条例改正案を提出する場合はそれでよいと思うが、議会が提案する場合は市長に大和市特別職報酬等審議会を開催してもらい、審議してもらわなければならない、議会としていかがかと思う。

【事務局次長】 特別職の報酬に関する条例については、基本的には市長にも議員にも提案権がある。赤嶺議員の意見は、議会基本条例に大和市特別職報酬等審議会の審議結果を受けることを明記しているため、議員が条例改正案を提出しにくい状況にあるということであると思う。その緩和のために条文に「原則として」と記載し、例外があることを規定している。条例の提案権はあるが、自制するような表現になっているという意見だと思う。

【宮応議員】 赤嶺議員の発言は、議会が議員報酬について大和市特別職報酬等審議会とは別の組織を設置して審議してもらおうということであるか。

【赤嶺委員】 大和市特別職報酬等審議会は市長の附属機関であり、議会が提出する案件を市長の附属機関に審議してもらおうのはそぐわないのではないかと思う。議会は多様性の集合体であり、まずは議会で審議すべきであり、第三者の意見を取り入れるために市民の委員を入れるなどの方法があるのではないかと考えている。そうすべきか否かは今後の協議であると思う。

【宮応議員】 議会が独自の組織を持っている市はあるか事務局に確認したい。

【事務局次長】 新潟県内に議会内にそうした組織を設置して報酬を検討している市があることは承知している。その議会に本市の議会基本条例のような規定がないとすれば、議員の議案提出権に基づく事前の調査、立案のための組織であると思う。

【宮応議員】 それは議員による組織ではなく第三者として市民が参加している組織か。

【事務局次長】 特別委員会等として設置したことまでは承知している。手法として政務調査費が法制化された平成 13 年には、本市議会も参考人を招致

しており、第三者の意見を入れるという点ではそうした選択もできると思う。

【河端委員】 大和市特別職報酬等審議会の委員の構成を確認したい。

【事務局次長】 少し前のデータになるが、平成 28 年に代表者会で用いた資料によれば、会長、職務代理者を含めて計 8 人であり、会長は商工会議所会頭、職務代理者が自治会連絡協議会会長、ほかに体育協会会長、民生委員児童委員協議会会長、社会福祉協議会会長、さがみ農業協同組合大和地区運営委員会委員長、神奈川県連合会県央地域連合副議長、大和市医師会副会長が参画している。

【宮応議員】 学識経験者は入っていないのか。

【事務局次長】 そうした基準ではないと思われる。

【河端委員】 自治会連絡協議会会長や民生委員児童委員協議会会長が参画しており、第三者の意見が考慮されているのではないか。大和市特別職報酬等審議会の委員のほかに市民の意見を取り入れるべきということか。

【赤嶺委員】 大和市特別職報酬等審議会が市長の附属機関であり、市長が諮問する。市長の附属機関に議会が審議を依頼すること自体がよいのかということである。

【山崎委員】 市長等の報酬と議員の報酬の審議をする委員会を別にすべきということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【山崎委員】 議員側で組織を設置しても似たような委員構成になる可能性がある。現状に問題を感じていない。市長の附属機関であることがどうなのかということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 市長提案で条例改正することは問題ないか。

【赤嶺委員】 問題ない。

【中村委員長】 議員報酬は議員提案とすべきだということではないということではよいか。市長提案でもよいのか。

【赤嶺委員】 市長提案の際の流れについては問題がないと思うが、議会から発議する際に市長の附属機関を原則として使うことはそぐわないのではないかと思う。第三者機関が必要であると判断するならば議会で組織を設置する必要があると思う。

【山崎委員】 議員報酬を最終的に決定するのは議会であると考え、議員が審議に参加することに市民の理解が得られるのか疑問である。議会で決定できることを発案するのはいかがなものか。

【赤嶺委員】 議会で議員がしっかりと協議して発議することは問題ないと思う。内容について批判があると考えられれば、パブリックコメントや説明会を実施すればよい。そのように理解を得ることは必要であり、それを受けて内容の改善を図ることも必要である。現在の条文の規定が議会としてそぐわないと感じる。

【中村委員長】 議員報酬については市民の関心の高い分野の一つであり、

公平性を図る必要がある。赤嶺委員の意見は議員が執行部の諮問機関の答申を受けなければ議員報酬を変えられないことに問題があるのではないかということである。本件については引き続き検討しなければならないが、本委員会は条文を検証する委員会であり、今期は必要性を感じる事がなく、検証に該当することがなかったため、検証の結果、「第 20 条、議員報酬」についての評価は、「該当しない」とすることでよい。

#### 全 員 了 承

【大波議員】 確認だが、「該当しない」と評価するのは条文を改正する必要がない時か。評価しないということか。

【中村委員長】 評価をしないというよりは、評価するものとして該当しないということである。

【赤嶺委員】 「該当しない」と判断する理由はそれぞれであると思う。そもそも議員報酬の変更について議会内での発議がなく、この条文が機能したことがないため、評価できないので「該当しない」と判断する会派もある。明るいまらい大和は条文自体に問題があるので評価に「該当しない」と判断した。

【中村委員長】 続いて、「第 21 条、議会改革のための組織」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【平田委員】 自民党・新政クラブは評価を「十分達成された」とした。

【河端委員】 公明党は評価を「十分達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「十分達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「十分達成された」とした。

【宮応議員】 日本共産党は評価を「十分達成された」とした。

【大波議員】 虹の会は評価を「十分達成された」とした。

【山崎委員】 議会改革実行委員会で協議してきた経緯がある。

【中村委員長】 検証の結果、「第 21 条、議会改革のための組織」についての評価は、「十分達成された」とすることでよい。

#### 全 員 了 承

【中村委員長】 続いて、「第 22 条、条例の検証」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【河端委員】 公明党は評価を「十分達成された」とした。

【平田委員】 自民党・新政クラブは評価を「十分達成された」とした。

【大波議員】 虹の会は評価を「十分達成された」とした。

【宮応議員】 日本共産党は評価を「十分達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「十分達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。現在条例の検証を行っているが、任期 4 年目で検証の方法を十分に考える余裕がな

く、検証結果を任期中に考えることも難しい。条例検証の時期は今後考慮する必要がある。

【宮応議員】 明るいまらい大和はどのような時期がよいと考えているのか。

【赤嶺委員】 検証の手法によると考えている。例えば1年かけて検証チームを設置し、検証結果を議長に提出し、その結果をもって検証組織を立ち上げて協議していくのであれば、1年以上の期間が必要であり、検証結果によって改善を図るので、その改善の結果も検証するにはさらに1年かかる。任期2年目から着手、3年目に実施、4年目に検証となるのではないか。

【宮応議員】 本委員会で次期に申し送ることもできる。そのようにして次期の初めに提案するということもできる。

【中村委員長】 本委員会には決定権がない。本委員会で条文の内容を検証し、委員長が議長に報告し、議長が内容によって代表者会や議会運営委員会に送り、協議を進めることになる。時期についてさまざまな意見があると思うが、今期は2年間ほど議会改革実行委員会を開催してかなり力を注いできた。明るいまらい大和はそうした経緯、現在条例の検証を実施していることを踏まえて評価を「十分達成された」とすることについてどうか。

【赤嶺委員】 評価を「十分達成された」とすることでよい。

【中村委員長】 検証の結果、「第22条、条例の検証」についての評価は、「十分達成された」とすることでよいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 続いて、後から行うとしていた「第2条、議会の役割」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【赤嶺委員】 第1号、第2号、第4号は「十分達成された」と評価できるが、第3号について、政策立案及び政策提言を議会としてどの程度実行できたか考えると、今後も努力が必要である。全く実施していないということではないので、明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「概ね達成された」としたが、初めは「該当しない」とも考えた。他の会派の意見も伺いたい。

【宮応議員】 日本共産党は評価を「概ね達成された」とした。

【大波議員】 虹の会は評価を「十分達成された」とした。

【平田委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。第1号、第2号、第3号は評価を「十分達成された」とするが、第4号は「十分達成された」とはできない。

【河端委員】 公明党は評価を「概ね達成された」とした。第3号で、議会としてまとまった政策提言について今後も努力が必要である。

【赤嶺委員】 自民党・新政クラブについて、第4号がほかの号に比べて評価が低い理由を教えてほしい。

【平田委員】 「概ね達成された」であるので評価が低いというわけではな

い。会派によっては国に対する意見書が多すぎるという意見があった。

【青木委員】 地方自治法第99条を考慮してということである。

【宮応議員】 地方自治法第99条を考慮してふさわしいか否かは提案者が考えることである。提出されたときに各会派が判断すればよい。第4号の「意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと。」については、本市議会は意見書等の提出が活発であり、賛否は会派によって異なるが、第4号は「十分達成された」としてよいと思う。日本共産党は第3号の評価を「概ね達成された」とした。

【山崎委員】 第4号は活発にされている。第2号、第3号について全議員が活発に行っているか疑問であり、特に第3号について「十分達成された」という評価はできないと思う。

【平田委員】 神奈川ネットワーク運動は最初に「該当しない」と発言もされたがどうか。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「概ね達成された」とする。

【大波議員】 第3号の「市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。」については議員が個々にということではなく、集団として行うべきだということか。

【赤嶺委員】 第2号を先送りにしたのは、先に他の部分について協議しなかったということである。例えば政策形成等については第14条で検証し、評価は「概ね達成された」で合意された。第14条が「概ね達成された」であるため、第2条第3号も「十分達成された」という評価はできないと思う。

【大波議員】 常任委員会で他市の視察をし、調査研究を行っているが、そのほかの活動がないということで、評価が「概ね達成された」であるのか。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は議会でまとまってというよりも個々の議員がどの程度行っているかで考えている。

【宮応議員】 第2条第2号「市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと。」について、予算決算の審議でほとんど議員として発言をしない方、少ない方がいる。監視、評価をもっとすべきだと感じている。議員、議会として充実が必要であると思う。

【山崎委員】 宮応議員の意見に賛同する。

【大波議員】 虹の会は評価を「概ね達成された」とする。

【中村委員長】 検証の結果、「第2条、議会の役割」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 続いて、後から行うとしていた「第1条、目的」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【平田委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。

【河端委員】 条例の目的を規定しているので、公明党は評価を「該当しない」とした。

【大波議員】 虹の会は評価を「十分達成された」とした。

【宮応議員】 理念であり、このままでよいと考えているので、日本共産党は評価を「十分達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「該当しない」とした。

【赤嶺委員】 第1条は目指すべき姿が書かれており、目的を達成するために第2条以降の条文を活用してくことになる。第2条以降の評価は「十分達成された」ばかりではない。また第1条目的自体の達成状況を踏まえて明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。

【中村委員長】 各党派で評価は分かれているが、目的の条文は現状のままでもよいようである。その目的が十分達成できているかという点について、評価が分かれている。本委員会の評価方法について、実際に行ってみて難しいと感じており、検証方法は見直しが必要と思う。各党派の意見は大きくは変わらないと思うので、評価を「該当しない」とすることでどうか。

【山崎委員】 これまでは実行できたかについて評価をしていたが、第1条については実行できたかを評価するような文章ではなく、評価するのであればこの条文がよいかどうかということではないか。

【赤嶺委員】 評価を「該当しない」とした場合、その評価が今後の議会改革や条例のあり方に影響するのか。

【山崎委員】 評価が「十分達成された」であればよいが、「概ね達成された」とすると、条文自体を改正する必要があるということになると思う。条文を改正すべきかというところではないと思う。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和が評価を「概ね達成された」としたのは、第2条以降が「十分達成された」が多くないことが前提になっている。「十分達成された」が多ければ目的を達成するために結果を出しているのも「十分達成された」と評価できる。実際はそうではないと思う。

【宮応議員】 目的に対して到達していない部分があるため、第2条以降がそのような評価になった。しかし、それを理由に目的を下げるのかということではないので、目的はこのままでよく、評価は「十分達成された」である。

【大波議員】 宮応議員の意見に賛同する。目的に沿って努力をした結果「概ね達成された」や「今後努力を要する」があっても、目的の評価は変わらない。

【中村委員長】 赤嶺委員は目的を目指して努力してきたが、個々の評価について「十分達成された」以外が多かったので、「概ね達成された」としたということである。

【赤嶺委員】 評価を「該当しない」としてもよいが、その場合、その評価が今後はどう影響するか気がかりである。第1条の改正にもかかわる。

【鳥淵副委員長】 第1条目的と前文は目指すべきところであり、条文を変

更するのであれば検討が必要であるが、現在の目的の中で進めてきたので、公明党は第1条目的と前文は評価、検証する部分でないと思う。現在まで協議してきた第2条以降はよい方向に進めていくべきである。

【中村委員長】 条文全体をみると前文、第1条と第2条以降は違い、第2条以降は個別具体的な内容であるが、前文、第1条は条例の目的や目指す方向を示したものであり、条文の内容がよいか否かが大きな部分である。個別の評価が難しい部分である。第1条と前文に変更する部分がなければ評価を「該当しない」としてはどうか。

【平田委員】 評価を「該当しない」とするのはいかがなものか。

【宮応議員】 評価を「該当しない」とするのであれば、理由は崇高な理念だからとなるのか。「該当しない」とするのであれば理由が必要である。

【鳥淵副委員長】 理念であり、目的であるので、それが本筋ということである。目指すべきところであり、根本的な理念、目的を評価するのではなく、第2条以降の条文については具体的な改善が必要だが、第1条は今検証するところではない。

【宮応議員】 これまでも評価を「該当しない」としたのがあるが、評価を「該当しない」とするのであれば理由が必要である。「第20条、議員報酬」については条例が既にあるなどの理由で評価を「該当しない」とした。第1条はどうか。

【鳥淵副委員長】 第1条は目的であり、前文は理念であるからである。

【山崎委員】 前文と第1条を後で協議することとしたのは、初めに評価が難しいという議論があったからである。前文と第1条は条文の改正が必要であれば協議すべきだが、達成したかどうかを評価すべきものではない。

【青木委員】 自民党・新政クラブも目的なので評価に値しないという意見が大半であった。しかし、評価をするのであればということで「概ね達成された」としていた。

【大波議員】 現状でよいのは評価を「該当しない」とすればよいか。

【中村委員長】 「該当しない」は評価に「該当しない」ということである。

【青木委員】 ここでは評価を「該当しない」とし、条文を改正したい場合は後日意見をもらうということでどうか。

【中村委員長】 条文を改正したいという意見は現状出していない。評価は難しいが各会派の意見は似ている。

【赤嶺委員】 第1条は目指すべきゴールのようなものであり、第2条以降に合わせて設定することもできる。そのような見方をするか、大きな理念を掲げて達成に向けて努力すべきだということであれば現状のままでよい。目的としてみれば評価に「該当しない」という判断もあると思う。

【中村委員長】 達成度を評価するのであれば、「十分達成された」、「概ね達成された」、「今後努力を要する」のいずれかの評価をしなければならない。目的であるので、達成度を評価する部分でないということで「該当しない」という判断もある。

【宮応議員】 日本共産党は理念のためと理由を明記し、評価を「該当しない」とすることでよい。

【大波議員】 虹の会は理念のためと理由を明記し、評価を「該当しない」とすることでよい。

【青木委員】 自民党・新政クラブは理念のためと理由を明記し、評価を「該当しない」とすることでよい。

【中村委員長】 検証の結果、「第1条、目的」についての評価は、「該当しない」とすることでよいか。

#### 全 員 了 承

【中村委員長】 続いて、後から行うとしていた「前文」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【平田委員】 自民党・新政クラブは評価を「該当しない」とした。

【河端委員】 公明党は前文も議会の役割や責任ということで理念であり、評価を「該当しない」とした。

【宮応議員】 日本共産党は評価を「該当しない」とした。

【大波議員】 虹の会は評価を「該当しない」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「該当しない」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「該当しない」とした。

【中村委員長】 検証の結果、「前文」についての評価は、「該当しない」とすることでよいか。

#### 全 員 了 承

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

【中村委員長】 以上で前文から第22条までの全ての条文の検証が終了した。続いて新規提案についての協議に入っていきたい。委員長として資料をまとめたので事務局から説明させる。

【議事担当係長】 お手元の資料1をごらんいただきたい。こちらは第2回の本委員会で配付したものと同一のもので、各会派等からの新規提案を記載したものである。提案事項に同一、または類似のものがあると委員長が判断し、分類ごとにまとめたものが資料2である。表の左から、分類、提案の委員等、提案内容、合意した場合の報告先となっている。委員長からの提案は次の2点である。1、このまとめ方でよいか。2、よい場合は、上から順番に1、2、3、4の順番に協議することでよいかである。以上について確認をお願いしたい。

【中村委員長】 内容は事務局からの説明のとおりである。資料2のとおり

分類し、上から順番に協議していききたいと委員長としては考えているが、各委員の考えを伺いたい。

【赤嶺委員】 「分類4、質問、質疑」から協議してはどうか。

【中村委員長】 分類4は内容が多く分類4から協議を始めると先に進まない可能性がある。

【赤嶺委員】 「分類1、議会表彰規定」について、明るいまらい大和から提案をしたが本日は条文案等を準備していない。

【中村委員長】 では「分類2、災害対策」からでもよいが、同じく明るいまらい大和からである。

【赤嶺委員】 条文案が必要であるということであれば後ろにさせていただきたい。本会で条文案の協議も行うということであれば今の順番でも構わない。

【山崎委員】 条文案を準備して協議するというよりは、本条例に入れるべき内容か否かを協議して、必要があると合意されれば条文案を考える段階に進むのではないか。先に条文案が提出された場合、その案に引きずられてしまうことも考えられる。

【赤嶺委員】 議会基本条例検討協議会では各会派が条文案を提出したと思いい、条文案がなければ協議できないかが気がかりであった。内容についてということであれば「分類1、議会表彰規定」からでよい。

【中村委員長】 条文案があればあわせて協議するが、山崎委員の発言のとおり、その内容にある程度固定されてしまう可能性もある。また、報告先があり、本委員会で決定することはできないので、本会でどこまで合意できるかということがある。議長に報告し、議長から代表者会や議会運営委員会に送ってもらい、詳細はそこで協議することになる。資料2のとおり分類し、上から順番に協議することによいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 本会には決定権がなく合意事項は代表者会や議会運営委員会で決定することとなる。全会一致でできるように内容を詰めたい。根本的な問題で意見が一致しない場合、要項に基づき決を採ることもある。決定は7人以上であり、委員長も表決に加わる。合意できる部分がある程度まとまれば、その点を議長に報告し、詳細は代表者会や議会運営委員会で決定してもらう。

【宮応議員】 新規提案については本日行うということ各会派での協議が終了しているということか。

【中村委員長】 そのとおりである。

【宮応議員】 日本共産党はそこまで協議していない。

【河端委員】 前回の本会で新規提案について協議すると説明されたか。

【中村委員長】 第2回の本会において、今後新規提案も含めて1回当たりの会議でどこまで進むか不明確であるので、あらかじめ各会派で全ての条文、

新規提案の協議を終わらせた上で本会に臨んでほしいとお願いした経緯がある。

【宮応議員】 日本共産党は意見をまとめていない。

【大波議員】 虹の会も意見をまとめていない。

【中村委員長】 これでは、協議に入ることはできないので、本日は提出会派から説明のみを受けることとする。では、「分類1、議会表彰規定」について、明るいみらい大和から説明をお願いします。

【赤嶺委員】 昨年の環境建設常任委員会の一般社団法人大和建设業協会との意見交換会で、市長表彰について要望があった。市側が表彰規定を持っていて、議会が表彰規定を持っていないのはなぜかということから議会表彰規定の必要性を感じた。議会基本条例の目的に「議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与する」と記載されている。そのため、議会として主に功績のあった市民を表彰し、市民活動の推進、福祉の向上につなげることが必要と思い提案した。各会派で表彰規定についての考えがあると思う。例えば議長賞、副議長賞を対象者に交付するなどが考えられる。

【事務局次長】 議長賞の交付の内規は既に定まっている。例えば、体育協会加盟団体またはそれに準ずると認められる団体や、文化連盟加盟団体またはそれに準ずると認められる団体、公益性があると認められる団体である。議会独自の判断ではなく、市長賞の交付が認められたものに限るという規定である。美術展などで市長賞、議長賞を交付するような例がある。褒賞用の印鑑等もある。議長賞が既に存在することを報告する。

【赤嶺委員】 議会独自の表彰ではないため、議会として表彰できる環境も必要と考える。

【大波議員】 規定が存在するという事か。

【事務局次長】 議長賞交付内規がある。

【大波議員】 何条あるのか。

【事務局次長】 「対象とする団体」、「条件」、「交付するもの」の3条である。

【鳥淵副委員長】 市長賞、議長賞があるようなものについて賞状等に関する予算の配分はどうなっているのか。

【事務局次長】 議長賞については議会費で対応することになる。

【赤嶺委員】 根拠条例はあるのか。

【事務局次長】 褒賞に関する事であり、根拠条例や法的規定に基づくものではなく、内規によるものである。何もないとどのようなときに交付すればよいかわからないので事務局で基準として定めたものである。

【宮応議員】 内規に基づき議会のみの表彰をしたことはあるのか。

【事務局次長】 施行は平成25年である。規定に市長賞の交付が認められたものに限るとあるため、議会だけで行ったことはない。

【宮応議員】 明るいみらい大和の提案には議会独自の表彰も含んでいるのか。

【赤嶺委員】 議会の判断で表彰をするという趣旨である。その根拠となる条文を追加できれば内規も修正できるのではないか。

【平田委員】 市長賞の交付が認められたものに限るという規定であるため、市長賞が交付されないと議長賞を交付してはいけないのか。

午後 3 時 26 分 休憩

午後 3 時 27 分 再開

【議事担当係長】 市長賞の交付については、市長賞という名前の表彰があるのではなく、例えば何々美術展表彰の中の賞の種類として市長賞、議長賞があるという位置づけである。

【中村委員長】 明るいまらい大和の提案は議会基本条例に議会が表彰できるという趣旨の条文を追加し、その条文に基づいて表彰を行うということである。条文案があれば次回提示いただいてもよい。

次に「分類 2、災害対策」について、明るいまらい大和から説明をお願いする。

【赤嶺委員】 議会として今後より高い災害対策を実施する場合、何を根拠にするかという点がある。過去に横浜市会の例を挙げて提案したことがある。横浜市会は議会の業務継続計画、いわゆる B C P を策定している。その策定の際に法的根拠として議会基本条例に議会が災害対応を行うことを明記している。本市議会も今後 B C P を策定するのであれば、議会基本条例に災害対応を行うことを明記する必要があるのではないか。また、私は B C P 策定の必要があると思っているが、それは後のことであり、議会基本条例に議会が災害対応を行うことを明記することとは別の協議になると考えている。

【中村委員長】 現在代表者会で行われている災害対応指針の協議とは別のものとなるのか。

【赤嶺委員】 より向上させていく際には根拠も必要であると思う。

【大波議員】 先日廃止が決定した要領との関係はどうか。

【事務局次長】 現状を説明する。大和市議会災害対策本部等設置要領については非常時に議員の参集を求めるものであるもので、現実的ではないとの意見があった。まだ完全に廃止されたわけではないが、代表者会において廃止することで合意された。現在代表者会で検討しているのは災害対応指針であり、案を各会派に持ち帰っていただいている状況である。明るいまらい大和の提案は業務継続計画を議会として持つべきでないかというものであると思う。災害対策本部が設置されるような緊迫した状況では、災害対策基本法や地方公務員法の規定により、議会事務局職員は自動的に首長に一元化される。議員も議会開会中は役割が課せられているが、災害発生時にはどのような活動をされるか規定がない状況である。議会事務局は市の災害対策本部の協力部として既に業務継続計画を持っており、議会機能の復旧に向けて何を行うかの規定がある状況である。

【赤嶺委員】 BCPの策定についてはその必要性も含めて後の協議となると思うが、今後議会は災害対策を行っていかなければならない状況にあると思う。その根拠として議会基本条例の中に議会が災害対策を行う旨の条項を設ける必要があるのではないかとということである。

【中村委員長】 次に「分類3、通年議会」について、公明党から説明をお願いする。

【鳥淵副委員長】 通常議会開催中以外の期間に専決処分が発生する可能性がある。通年議会とし、いつでも招集できる状況であれば専決処分をなくすることができるという提案である。

【中村委員長】 通年議会について事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 概要を説明する。運用で実施する場合と、地方自治法の改正に基づく場合がある。運用は定例会の回数を年1回、会期を1年とするというものである。地方自治法に基づく場合の招集は4年に1度で、その間はみなし招集となる。どちらも定例会の回数と時期は条例で定めることとなる。専決処分がなくなるという提案に関連して、一般的に言われているメリット、デメリットを説明する。メリットは専決処分がなくなる、緊急の案件に迅速に対応できること、デメリットは弾力的な運営が難しく、執行部のスケジュールを拘束することになり、場合によっては行政事務や住民サービスの低下を招く恐れがあるということである。また、議員は地域での活動も重要な仕事であるが、通年議会とすることで場合によっては制約が生まれる可能性があるということである。

【中村委員長】 通年議会については絶対にこうでなければならないというものはない。また、会議をずっと続けているのではなく、実態としては定例会のような形となる。通年議会は継続して招集されているので、閉会でなく休会をして議長が再開することで会議を開催する。現在の議会閉会中の専決処分について、市長に招集されなくても、議長が再開することで会議を開くことができる。メリット、デメリットを踏まえて方向性を決定し、合意されたら議会運営委員会での協議となる。次回の協議に向けて他の自治体の事例等も参考にしてもらえればと思う。

【大波議員】 すぐに再開すると通知されるのか。

【議事担当係長】 通年議会といっても毎日登庁しているのではなく、特段のことがなければ定例的な月に集まって会議を再開する。委員会も制度を変更しなければ現状のような開催方法になると理解していただいてよい。

【宮応議員】 全員協議会や各常任委員会の学習会、研究会はもっと開催するべきと考えている。通年議会ではそうしたことを実施しやすくなるか。

【議事担当係長】 閉会をしているよりは集まりやすい状況になると考えられる。

【大波議員】 案件が生じたら議長がすぐに会議を開催できるということか。

【議事担当係長】 制度としてはそうではあるが、明日集まってほしいといわれて可能かどうかは難しいと考えられるため、そのような極端な運用にな

ることは考えにくい。

【大波議員】 全ての案件が必ず委員会で審査される状況になるのか。

【事務局次長】 案件次第であり、例えば政省令の改正に基づくものであれば本会議即決も考えられる。その点は定例会議制の場合と同様である。例えば臨時会で専決処分の承認について議題になるが、年度末の政省令の改正に伴って条例改正が行われる。相模原市議会では3月31日に議会を開催し、本会議で審議した事例があると聞いている。通年化すれば審議していただきたい内容があればすぐに集まらなければならない義務も生じる。

【赤嶺委員】 メリットは多く、開会していないとできないことができるようになる。現在委員会は開会中しか開くことができない。通年議会であれば必要に応じて委員会で視察に行ったり、協議したり、意見をまとめたりできるようになる。

【大波議員】 議長が招集するのか。

【赤嶺委員】 議長の許可を得て委員長が行う。

【中村委員長】 次に、「分類4、質問、質疑」について、自民党・新政クラブから順に説明をお願いします。

まず、自民党・新政クラブについては私が説明する。議会基本条例に一般質問の項目がないので明記したい。また、多くの議会で行われている3月定例会での代表質問について、市長の所信表明演説に続いて代表質問を行いたい。反問権は一般質問と関連が深いが一般質問を一問一答とした場合市側に反問権を認めるということである。また、委員会の質疑の方法について、限られた時間の中で有効な審査をするために、時間制限や通告制を含めて協議したい。条文案等を提示できればと思う。

次に神奈川ネットワーク運動に説明を求める。

【山崎委員】 市側が反問する権利を持つことによって議員が反問に応えなければならない状況となり、議員の資質の向上につながるのではないかとということである。

【中村委員長】 「議員の政策提言・立案機能の強化のため」というのは全て反問権にかかわることなのか。反問権を盛り込むことが提案と考えてよいか。

【山崎委員】 それでよい。

【中村委員長】 次に明るいみらい大和に説明を求めるが、委員長としてお願いがある。提案内容に「旧13条」との記載があるが、この表記だと1期目の委員にとっては意味が伝わりにくいと思う。旧13条は議会基本条例の素案の段階であった第13条の一般質問の規定を指しており、全会一致せず条文とならなかった。議会基本条例は一度も改正されていないので、旧の条文はそもそも存在していない。また、会議録上でも「旧13条」と読む方がわかりにくいと思う。2期目以上の委員は「旧13条」という表現ではなく「一般質問」、「反問権」等の表現により発言していただき、誰に対しても伝わりやすい協議内容となるようご協力願いたいどうか。

## 全 員 了 承

【赤嶺委員】 一般質問についての条文をつくるべきである。そこに市側の反問権を明記すべきと考える。反問権は趣旨確認以外の反問を認めるべきであると考え。そのような状況をつくるべきであり、一問一答が生きてくる。反問権を明記した上で一問一答ができるようにしたい。一問一答はできる規定としたい。

【中村委員長】 次に渡辺議員からの提案である。大和市議会基本条例検証委員会設置要項の第2条第2項で会派に属さない議員からの提案に関する事項も検証することとしており、これに基づき提案されたものである。本日渡辺議員が委員外議員として参加しているので説明があれば伺いたい。

【渡辺委員外議員】 議会改革全般について資料を出したが、残りの本委員会で全てを実施するには時間が足りないと思うので今後の議会改革に関する協議などで参考にしてほしい。5つの軸でさまざまな提案をしたが、新規提案とされた一問一答方式の導入は二元代表制の強化の中の項目で、ほかには議会事務局の機能強化、法制機能強化、予算要望の制度化、一般質問の答弁内容の進捗情報の情報公開、重要な計画、事業等の事前説明、情報公開がある。

【中村委員長】 一問一答方式は一般質問に関することでよいか。

【渡辺委員外議員】 そのとおりである。

【中村委員長】 反問権は一般質問についてか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【渡辺委員外議員】 自席マイクなども含めて検討してほしい。

【中村委員長】 各会派で条文案があれば提示いただいても構わない。次回一通り検証し、決まらなかった部分を11月に協議するようにしたい。

【赤嶺委員】 できれば反対でなく譲歩できる部分まで会派で検討していただければ合意しやすいと思う。

【中村委員長】 できる限り合意点を見つけていきたい。次回は新規提案から協議する。事務局から連絡事項をお願いする。

【議事担当係長】 次回、第7回の本委員会の日程については、10月22日(月)午後2時からである。

【赤嶺委員】 残りあと3回である。3回で終了することが難しければ予備日を設けるよう委員長に検討していただきたい。

【中村委員長】 本日代理出席の会派は本日の協議内容を委員に伝えておくようお願いする。ほかになければ以上で終了する。

午後3時56分 閉会